

平成 30 年度対策地域内廃棄物(廃タイヤ) 処分等業務（単価契約） 仕様書

1. 業務の目的

平成 23 年 3 月に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて制定された「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 110 号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）において、国が対策地域内廃棄物の処理を実施することが定められている。

本業務は、南相馬市、川俣町、楡葉町、富岡町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村において環境省が収集し、選別した建物解体及び片付けごみ由来の廃タイヤ（対策地域内廃棄物）であって、同市町村内の仮置場に保管されているものの収集（積込）、運搬及び処分等を行うものである。

なお、本業務では、廃タイヤの収集（積込）、運搬及び処分など作業ごとに単価契約を行うものとする。

2. 業務履行期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 29 日（金）までとする。

なお、本業務は、平成 31 年 3 月 29 日（金）より前であっても、本業務の対象としている廃タイヤの運搬及び処理が終了したと環境省担当官が認めた場合は、その時点で終了するものとする。

3. 業務の対象

(1) 廃タイヤの分類

本業務の対象となる廃タイヤは、以下のものである。

- ・対象物：普通自動車及び軽自動車用タイヤ（概ね 17 インチ以下）

(2) 廃タイヤの保管場所

廃タイヤは、各市町村に環境省が設置した仮置場（以下「保管場所」という。）10 か所前後で保管されており、実施に当たっては、環境省担当官から具体的な保管場所を指示することとする。

(3) 廃タイヤの予定数量

- ・廃タイヤ（ホイル付き） 117.0 トン
- ・廃タイヤ（ホイルなし） 62.0 トン

※1) 予定数量は、その数量を保証するものではない。

※2) 保管場所は変更・追加の可能性があるため、変更・追加があった場合は、受注者と環境省担当者で必要な協議を行うこととする。

4. 業務の内容

(1) 収集（積込）

①保管場所における廃タイヤの運搬車両への積込みは、受注者が行う。積込みの方法や工程等は、あらかじめ、受注者と保管場所内で作業を行っている他の業

者（新たに保管場所内で作業を行う者がある場合は当該者も含む。）とで協議を行い、協議結果について環境省担当官の承認を受けること。保管場所内で他に作業を行っている者の連絡先等は、環境省担当官より通知する。なお、環境省担当官が指示する保管場所においては、環境省が別途発注する業務の受注者が積込みを行う。その際は、積込み作業を行う事業者と、積込みに係る作業工程等について協議を行い、その協議結果について環境省担当官の承認を受けること。別途発注する業務の受注者の連絡先等は、環境省担当官より通知する。

- ②積込みに当たって、受注者は、あらかじめ、積込みを行う廃タイヤの放射能濃度又は放射線量の測定を行い、その測定結果について、本業務の対象となる廃タイヤの処理を実施する施設（4.（4）に示す方法による処分を行うことができる施設に限る。以下「処理施設」という。）において本業務以外に通常引取りを行っている廃タイヤの放射能濃度又は放射線量と同等以下であることを確認すること。

確認の結果、処理施設において本業務以外に通常引取りを行っている廃タイヤの放射能濃度又は放射線量と同等以下とは認められない廃タイヤがあった場合は、環境省担当官に速やかに報告すること。

- ③積込みに当たって、保管場所で受注者が廃タイヤの選別等の作業を行う場合は、あらかじめ、作業内容について環境省担当官の承認を得ること。

（2）運搬

- ①受注者が用意する運搬車両で、保管場所から処理施設まで廃タイヤの運搬を行う。

- ②運搬は、放射性物質汚染対処特措法等の関係法令及び*廃棄物関係ガイドライン（平成25年3月第2版環境省）に従って行うこと。

※ <http://www.env.go.jp//jishin/rmp.html>

- ③保管場所からの廃タイヤの搬出は、原則として、土、日、祝日以外の日の8:30から17:00までの間に行うこと。

- ④バラ積みでの運搬に当たっては飛散防止のためにシート掛けを行うこと。

- ⑤保管場所から処理施設までの運搬経路は、可能な限り通学路を避けるとともに、やむを得ず通学路を走行する場合は、十分な減速を行う等安全対策に配慮する。

- ⑥受注者は、事前に保管場所を確認し、効率的な運搬方法を検討すること。

（3）計量

- ①保管場所から搬出し、処理施設に搬入した廃タイヤは、直ちに（選別や処理を行う前に。）全量の重量を計測すること。

- ②①の計測は、計量法（昭和26年法律第207号）に基づく有効期間内の計量証明検査を受けている計量器により行うこと。

（4）処分

- ①処理施設に搬入した廃タイヤは、全量を再生することにより処分を行う。再生は、放射性物質汚染対処特措法第2条第2項に規定する「廃棄物」に該当する残渣を生じさせない方法により行うこと。

- ②廃タイヤの処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第14条第6項に規定する産業廃棄物処分業

(廃プラスチック類の中間処理(破砕))許可に係る自らの施設において行うこと。

- ③処分に当たっては、放射性物質汚染対処特措法等の関係法令及び廃棄物関係ガイドラインに従って、空間線量率の測定(7日に1回。処分を行う施設の敷地境界4点及び敷地中心付近1点の計5点。)等の必要な措置を講じること。
- ④処理施設へ廃タイヤを搬入した後、処分を実施するまでの間に廃タイヤを一時的に保管する場合は、放射性物質汚染対処特措法等の関係法令及び廃棄物関係ガイドラインに従って、空間線量率の測定(7日に1回。保管を行う場所の敷地境界4点及び敷地中心付近1点の計5点。)、地下水中の放射性物質濃度の測定(1月に1回。保管場所周縁の1か所。)等の必要な措置を講じること。
- ⑤受注者は、処理施設において廃タイヤの処分を行うことについて、必要に応じて処理施設の周辺住民等の関係者と調整を行うこと。

5. 留意事項

5-1 基本事項

- (1) 受注者は、本業務の実施に当たって、業務責任者を選任し安全第一に履行すること。
- (2) 作業は、安全及び事故の未然防止を常に心がけ、環境省担当官の指示に従って行うこと。
- (3) 運搬作業に当たっては、保管場所の舗装等を損壊しない機材、車両等を用いること。運搬作業に当たって、万が一、舗装等の損壊などの事故等を発生させた場合は、直ちに環境省担当官に連絡し、受注者の負担で原状回復、損害賠償等の必要な対応を行うこと。
- (4) 本業務期間中における廃タイヤの飛散防止等の安全管理を徹底すること。また、環境省担当官から、安全対策のための措置を求められた場合は、速やかに対応すること。
- (5) 保管場所においては、洗浄等の水を使用する作業及び火(火種となるような火花も含む。)が生じる作業は行うことができないので留意すること。
- (6) 保管場所の施錠を環境省担当官から委任された場合には、飛散防止措置、火気等の安全を確認した後に施錠を行い、その旨の連絡を環境省担当官に行った後に、保管場所から退去すること。
- (7) 受注者は、業務期間中に事故が発生した場合には、直ちに環境省担当官に通報するとともに、環境省担当官が指示する様式で、指示する期日までに事故発生報告書を提出すること。
- (8) 受注者は、作業員に対し、適宜、安全対策、放射線防護対策、衛生管理及び避難指示区域の特性を踏まえた対応(単独行動の禁止、防犯対策、事故・事件・渋滞への対応等。)の指導及び教育を行うとともに、業務が適正に履行されるように管理すること。

5-2 作業管理

- (1) 受注者は、資機材の選定、使用等について、あらかじめ業務計画書で提出した

- 上で、資機材を使用すること。ただし、業務着手後、より条件に合った資機材がある場合には、環境省担当官の承諾を得て、それを使用することができる。
- (2) 受注者は、豪雨、出水、土石流その他の天災に対しては、天気予報等に注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておくこと。
 - (3) 受注者は、業務期間中、作業場及びその周辺について、監視及び連絡を行い、安全を確保すること。
 - (4) 廃タイヤは、建物解体の実施状況等により断続的に保管場所に搬入される。保管場所の広さに制約があることから、受注者は、保管場所が逼迫することがないように、切れ目なく搬出すること。
 - (5) 環境省担当官は、保管場所への搬入予定や保管場所の状況等を踏まえ、搬出に係る指示（搬出の時期・量等）をする場合があるので、受注者はこれに応じること。
 - (6) 保管場所にある廃タイヤは、4.（1）②で確認する放射線量の問題がない限り、残置することなく搬出すること。なお、放射線量の確認に当たっては、保管場所のバックグラウンドからの放射線の影響を排して行うこと。
 - (7) 受注者は、作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するものとする。

5-3 安全管理

- (1) 受注者は、業務着手後、作業員全員の参加により、半日以上時間を割り当て、次の各号における安全に関する研修及び訓練等を実施すること。

なお、業務計画書に当該業務の内容に応じた研修及び訓練等の具体的な計画を作成し環境省担当官に提出すること。また、その実施状況を記録した資料を整備及び保管し、環境省担当官の請求があった場合は速やかに提示するとともに、検査時に提出すること。

 - ①安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - ②作業内容の周知徹底
 - ③作業の安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - ④作業における災害対策訓練
 - ⑤作業現場で予想される事故対策
 - ⑥その他、研修及び訓練等として必要な事項
- (2) 受注者は、所轄警察署、所轄消防署、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と連絡体制を確立し、安全を確保すること。
- (3) 受注者は、保管場所内で隣接し又は同一場所において別途作業がある場合、受注業者間の安全業務に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うこと。
- (4) 受注者は、安全の確保を最優先とし、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。

特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておくこと。
- (5) 災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保を最優先とし、応急処置を講じるとともに、直ちに環境省担当官及び関係機関に通知すること。

5-4 交通安全対策

受注者は、交通災害の防止のため、本業務に係る廃棄物、資材等の運搬に際しては、以下によるものとする。

- (1) 道路交通法（昭和 35 号法律第 105 号）、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和 42 年法律第 131 号）、「交通労働災害防止のためのガイドライン」、「過積載による 違法運行の防止対策について」その他の関係法令、ガイドラインを遵守すること。
- (2) 見通しのきかない踏切、交差点及び転落の恐れがある路肩等の危険箇所では、徐行の徹底等の安全運転を遵守すること。
- (3) 交通労働災害防止のための管理体制等を確立し、適正な労働時間、走行の管理を行うこと。
- (4) 過積載の防止に関する周知、啓発その他の交通安全教育を実施すること。

6. 提出書類等

本業務の実施に当たっては、下記の書類等を遅滞なく提出すること。書類等の様式は、環境省担当官と協議の上定めること。

(1) 業務計画書

- ①受注者は、本業務の実施に当たって、作業開始前に業務計画書を作成し、環境省担当官に協議し、承諾を得ること。
- ②受注者は、業務計画書を遵守して業務にあたらなければならない。
- ③受注者は、業務計画書の作成に当たっては、次の事項を記載しなければならない。なお、環境省担当官が業務計画書の補足又は追加を求めた場合は、それに応じなければならない。
 - 1) 業務概要
 - 2) 計画工程表
 - 3) 現場組織表
 - 4) 作業方法（廃タイヤの保管場所と処理施設の間の運搬方法（不法投棄防止対策を含む。）、処理施設における保管方法、処分の方法等を含む。）
 - 5) 作業管理計画
 - 6) 安全管理
 - 7) 緊急時の連絡体制及び対応
 - 8) 環境対策
 - 9) 現場作業環境の整備
 - 10) その他環境省担当官が指示する事項
- ④業務計画書作成に当たっては、契約書及び設計図書に指定されている事項については、軽微なものを除き記載すること。
- ⑤業務計画書の内容に変更が生じた場合は、環境省担当官に説明し、業務計画書を修正しなければならない。
なお、変更する業務計画書は、日付や内容を一覧表にして加除式で作成するも

のとする。

(2) 廃タイヤの運搬、処分等関係の書類

- ①使用車両については、「業務車両届」を提出すること。また、使用車両に変更がある場合は、「業務車両変更届」を提出すること。これらの「業務車両届」又は「業務車両変更届」とあわせて、添付資料として、車検証及び任意保険証の写しも提出すること。
- ②業務従事者については、「業務従事者届」を提出し、業務従事者に変更がある場合は、「業務従事者変更届」を提出すること。
- ③放射性物質汚染対処特措法施行規則及び廃棄物関係ガイドラインに基づき廃棄物の運搬車に備え付ける「必要事項書面」を廃タイヤの運搬作業開始前に提出すること。
- ④4.(3)により実施する計量に係る計量機器の写真(当該機器に計量証明検査証が貼り付けられていることが確認できるもの。)及び当該機器の計量検査証明書を廃タイヤの処理施設への搬入作業開始前に提出すること。
- ⑤業務日ごとに作成した「作業日報」、これらを集計した「作業月報」及び「業務終了報告書(各月毎)」を毎翌月10日までに提出すること。なお、業務履行期間最終月についての提出は、業務履行期間最終日までに提出すること。「作業日報」には、実施した運搬、処分等の作業状況を記載すること。また、「作業月報」には、以下の書類を添付すること。
 - 1) 当月に保管場所から搬出した廃タイヤの重量計測結果が記載された計量証明書の写し
 - 2) 当月に保管場所から搬出した廃タイヤの重量計測結果を集計した一覧表(当月の合計重量(t)は、小数点以下第2位を四捨五入し、記入すること。)
 - 3) 放射性物質汚染対処特措法施行規則及び廃棄物関係ガイドラインに基づき作成し、保管することとされている、廃棄物の運搬及び保管に関する記録の写し
 - 4) 本業務の対象となる廃タイヤの現況がわかる写真

(3) その他

環境省担当官が指示する書類等を環境省担当官の指示に従い提出すること。

7. 法令遵守

本業務に係る作業を実施するに当たっては、当該作業に係る関係法令等を遵守すること。想定される関係法令等は、以下のとおり。

- ・放射性物質汚染対処特措法
- ・廃棄物処理法
- ・労働基準法
- ・労働安全衛生法
- ・道路交通法
- ・道路運送車両法
- ・土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法

- ・その他関係法令等（廃棄物関係ガイドライン、その他関係するガイドライン等を含む。）

8. 業務の再委託

放射性物質汚染対処特措法及び同法施行規則により、本業務の内容のうち廃タイヤの処理（収集（積込）、運搬、保管。ただし、処分を除く。）に該当する作業について受注者が再委託（当該部分を他の者に委託することをいう。以下同じ。）を行う場合には、本業務に係る契約書（その添付資料を含む。以下同じ。）に、受注者が当該再委託をしようとする者を記載すること等の措置が必要となる。

受注者が当該契約書に記載のない者に対し当該再委託をし、当該者が当該作業を行った場合、同法の規定に抵触することとなるので、留意すること。また、当該再委託を受けた者が、当該作業をさらに他の者に委託（再々委託）し、当該再々委託を受けた者が当該作業を行った場合も、同法の規定に抵触することとなるので、留意すること。

9. 必要経費の負担

- （1）本業務の経費には、人件費、燃料代、容器その他の消耗品に係る諸経費等の業務に必要な一切の経費を含むものとする。
- （2）受注者が希望する場合は、環境省が運営する検査場において、内部被ばく検査を無料にて受診することができる。受診を希望する場合は、事前に受診方法の詳細について環境省担当官と協議すること。

10. 作業員への特殊勤務手当の支払い

本業務においては、避難指示解除準備区域及び避難指示解除された区域において行われる作業であることから、特殊勤務手当の支払いの対象外とする。

11. 損害賠償

- （1）受注者の責に帰すべき事由により生じた損害は、全て受注者の負担により賠償するものとする。
- （2）受注者は、作業遂行中に事故、火災等が発生した場合は、速やかに環境省担当官に報告するとともに、損害賠償責任その他一切の責を負ってその処理にあたるものとする。

12. 地元雇用

受注者は、本業務の内容の一部を他の者に委託する場合は、地元事業者（福島県の浜通り又は中通りに本店を有する事業者）を優先的に利用するよう努めること。また、受注者は、本業務に係る作業従事者を雇用する場合には、地元住民（福島県内に居住する住民）を優先的に雇用するよう努めること。

13. 成果物

6. に掲げる書類等その他環境省担当官が指示する書類の複写をまとめた報告書

を取りまとめ提出すること。

①紙媒体：報告書 2部（A4版）

- ・このうち1部には、保管場所から搬出したコンクリートがら等の重量計測結果が記載された計量証明書の実物を添付すること。

②電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R 2式

- ・各アプリケーションソフト作成データ及びそのPDF
- ・報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

③提出場所：福島地方環境事務所 放射能汚染廃棄物対策第一課

1 4. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。
- (2) 受注者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に受注者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は受注者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受注者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受注者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

1 5. 情報セキュリティの確保

受注者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受注者は、受注業務の開始時に、受注業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 受注者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、受注業務において受注者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 受注者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受注者において受注業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受注者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、受注業務において受注者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

- (5) 受注者は、受注業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

16. 支払い

支払いは、処理施設に搬入し、4.(3)により計測した廃タイヤの重量を「作業日報」、「作業月報」等で環境省担当官が確認の上、請求書に基づき、支払うものとする。

17. 中立公平性の確保

- (1) 受注者は、環境省が今後発注する、本業務に係る発注者支援業務（発注者が行う施設管理、設計・積算及び発注、監督等に関し、発注者を補助する業務をいう。以下同じ。）に係る入札に参加してはならない。

- (2) 受注者は、本業務の全部又は一部を、本業務に係る発注者支援業務の受注者又は当該受注者と資本面・人事面で関係がある者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、発注者支援業務の受注者との間において、次の①又は②の関係性が認められる者は、当該受注者と資本面・人事面で関係があるものとみなす。

① 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資額の総額の100分の50を超える出資をしている場合。

② 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

また、本業務に係る発注者支援業務の受注者の具体的名称については、受注後に環境省担当官から通知する。

- (3) 受注者は、本業務に係る発注者支援業務の全部又は一部を、他の者から委任され、又は請け負ってはならない。なお、本業務に係る発注者支援業務の具体的名称については、受注後に環境省担当官から通知する。

- (4) 受注者は、本業務に係る発注者支援業務の受注者又は当該受注者と資本面・人事面で関係がある者から、本工事に係る人員等の出向・派遣を受けてはならない。なお、発注者支援業務の受注者との間において、次の①又は②の関係性が認められる者は、当該受注者と資本面・人事面で関係があるものとみなす。

① 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資額の総額の100分の50を超える出資をしている場合。

② 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

また、本業務に係る発注者支援業務の受注者の具体的名称については、受注後に環境省担当官から通知する。

- (5) 受注者が前各項に違反する場合、環境省は受注者と締結した本業務に係る契約の一切を無条件で解除することができ、受注者はその結果被った不利益について、

環境省にいかなる損害賠償も請求できないものとする。

18. その他

受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達に関する基本方針」（平成 30 年 2 月 9 日閣議決定。以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」（基本方針 210 頁、表 3 参照）及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」（基本方針 211 頁、表 4 参照）を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [A ランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、それらの電子ファイルを「PDF ファイル形式」で保存した成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R、CD-R または BD-R（25GB・50GB、以下「DVD-R 等」という。）とし、データを追記・書き換えできない方式で保存すること。また、事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ず付記すること。DVD-R 等への付記は、別図に従い、直接印刷又は油性フェルトペンでの手書きにより行うこと。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. 電子成果物のフォルダ構成

電子成果物の作成に当たっては、紙納品された成果物の目録に対応したフォルダを作成した上で、データを保存すること。

また、格納媒体が複数枚にわたる場合は、フォルダ構成の一覧を作成添付すること。

4. ウイルスチェック

電子媒体に対し、ウイルスチェックを行うこと。ウイルスチェックソフトは常に最新のデータにアップデートしたものを利用すること。

5. その他

成果物納入後に受注者側の責めによる不備が発見された場合には、受注者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

電子媒体への表記

電子媒体のラベル面に、次の事項を表記すること。

- 1) 「工事・業務番号」 (別途指定する工事番号を記載すること。)
- 2) 「工事・業務名称」 (正式名称を記載すること。)
- 3) 「作成年月」 (工期終了時の年月を記載すること。)
- 4) 「発注者名」 (正式名称を記載すること。)
- 5) 「受注者名」 (正式名称を記載すること。)
- 6) 「何枚目／総枚数」 (総枚数の何枚目であるかを記載すること。)
- 7) 「発注者署名欄」 (主任監督員又は主任調査職員が署名すること。)
- 8) 「受注者氏名欄」 (現場代理人又は管理技術者が署名すること。)

(表記方法にかかる留意事項)

- ・ ラベル面には、必要項目を表面に直接印刷、又は油性フェルトペンで表記し、媒体に損傷を与えないように留意すること。
- ・ 電子媒体のラベル面へ印刷したシールを貼り付ける方法は、シール剥がれ等による電子媒体や使用機器への悪影響を鑑み、行わないこと。
- ・ 表記事項のレイアウトは、以下の表記例によること。

工事番号:000000000000 枚数/総枚数
工事名称:平成0年度 0000000000工事

平成0年0月

発注者署名欄 受注者署名欄

発注 環境省 福島地方環境事務所
受注者:△△建設株式会社

ウイルスチェックに関する情報
ウイルス対策ソフト名:○○○○
ウイルス定義:0000年0月0日版
チェック実施日:0000年0月0日
フォーマット形式:ISO9660(レベル1)

(電子媒体への表記例)

数量総括表

件名：平成30年度対策地域内廃棄物(廃タイヤ)処分等業務(単価契約)			
分類	項目	数量	単位
(直接経費)			
準備工			
	作業計画	1	式
	現地調査	1	式
運搬工			
	積込費 ホイル付きタイヤ	117.0	t
	積込費 ホイルなしタイヤ	62.0	t
	運搬費 ホイル付きタイヤ	117.0	t
	運搬費 ホイルなしタイヤ	62.0	t
	重機回送費 重機の持込み・引上げ	1	式
処分工			
	処分費 ホイル付きタイヤ(有価分を差引、放射能管理費を含む。)	117.0	t
	処分費 ホイルなしタイヤ(有価分を差引、放射能管理費を含む。)	62.0	t
(間接経費)			
管理費用			
	線量測定 敷地境界及び保管場所周辺 5点/週	200	測点
	地下水測定 水質分析 1検体/月	10	回
	竣工報告書作成/2部	1	式
	打合せ(交通費を含む)	3	回

平成30年度対策地域内廃棄物（廃タイヤ）処分等業務（単価契約）

環境省 福島地方環境事務所

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
廃タイヤ処分等業務	式	1			費目行
準備工	式	1			工種行
作業計画	式	1			1号代価表 3頁
現地調査	式	1			2号代価表 4頁
運搬工	式	1			工種行
積込費（ホイル付）	t	117			3号代価表 5頁
積込費（ホイルなし）	t	62			4号代価表 6頁
運搬費（ホイル付）	t	117			5号代価表 7頁
運搬費（ホイルなし）	t	62			6号代価表 8頁
重機回送費	式	1			7号代価表 9頁
処分工	式	1			工種行
処分費（ホイル付）	t	117			10号代価表 12頁
処分費（ホイルなし）	t	62			11号代価表 13頁
管理費用	式	1			工種行

本工事費内訳書

費目・工種・種別・細別・規格	単位	数量	単価	金額	摘要
空間線量率測定費	測点	200			12号代価表 14頁
地下水測定費	回	10			13号代価表 15頁
報告書作成費	式	1			14号代価表 16頁
打合せ費	回	3			15号代価表 17頁
小計	式	1			
計	式	1			
消費税相当額	式	1			
合計	式	1			

代価表

(1号代価表)

1式当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
土木一般世話役	人	1				
普通作業員	人	3				
諸経費	式	1			諸雑費	
計						
1式当り						

代価表

(2号代価表)

1式当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
土木一般世話役	人	4				
普通作業員	人	4				
連絡車(7人バ)運転に 4h 機経費及び材料費 乗車定員5名・排気量1.5L	日	4				
諸経費	式	1			諸雑費	
計						
1式当り						

積込費 (ホイル付)

代価表

(3号代価表)

34 t 当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
土木一般世話役	人	0.200				
普通作業員	人	2				
バックホ(排対2次)掘装置 クロー型・山積1.0m3(平積0.7m3)	日	1				
諸経費	式	1			諸雑費	
計						
1 t 当り						

積込費 (ホイルなし)

代価表

(4号代価表)

17.500 t 当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
土木一般世話役	人	0.200				
普通作業員	人	2				
バックホ(排対2次)掘装置 クロー型・山積1.0m3(平積0.7m3)	日	1				
諸経費	式	1			諸雑費	
計						
1 t 当り						

運搬費 (ホイル付)

代価表

(5号代価表)

8.500 t 当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
トラック 普通型・積載質量11t積	日	1				
トラック 普通型・積載質量4~4.5t積	日	1				
諸経費	式	1			諸雑費	
計						
1 t 当り						

運搬費 (ホイルなし)

代価表

(6号代価表)

3.500 t 当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
トラック 普通型・積載質量11t積	日	1				
トラック 普通型・積載質量4~4.5t積	日	1				
諸経費	式	1			諸雑費	
計						
1 t 当り						

重機回送費

代価表

(7号代価表)

1式当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
運搬費 20t 往復 建設機械類 片道31.8km	台	1			8号代価表 10頁	
運搬費 20t 片道 建設機械類 片道11.6km	台	9			9号代価表 11頁	
諸経費	式	1			諸雑費	
計						
1式当り						

9頁

代価表

(8号代価表)

1台当り

運搬費 20t 往復 建設機械類
片道31.8km

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
一般距離制運賃 14t車 40km迄	台	2				
一般距離制運賃 40km迄加算 14t車超2t毎	台	6				
運搬費(調整金)	式	1				
計						
1台当り						

10頁

代価表

(13号代価表)

16回当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
土木一般世話役	人	0 150				
普通作業員	人	1				
材料費	式	1			諸雑費	
分析費	検体	16				
諸経費	式	1			諸雑費	
計						
1回当り						

代価表

(14号代価表)

1式当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
土木一般世話役	人	1				
普通作業員	人	3				
成果品	部	2				
諸経費	式	1			諸雑費	
計						
1式当り						

打合せ費

代価表

(15号代価表)

1回当り

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
土木一般世話役	人	0.500				
普通作業員	人	0.500				
連絡車(ライトバン)運転に 2h 機械費及び材料費 乗車定員5名・排気量1.6L	日	1				
諸経費	式	1			諸雑費	
計						
1回当り						